

京都青年司法書士会会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、京都青年司法書士会と称する。

第2条（目的）

本会は、司法書士職能の可能性を探求し、会員の研鑽と実践を通じて市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって自由かつ公正な社会の実現に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 法令及び司法書士業務等に関する調査、研究、啓発及び啓蒙
- (2) 公益活動の実施
- (3) 司法書士制度の研究及び発展
- (4) 会員相互並びに関係諸団体との交流
- (5) 関連機関への建議
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条（事務所）

本会の事務所は、会長の事務所又は会長が指定する場所に置く。

第2章 会 員

第5条（会員）

本会は、正会員及び賛助会員の2種をもって組織する。

第6条（正会員）

本会の正会員は次のとおりとする。

- (1) 司法書士会会員（司法書士法人を除く）で、本会に入会した者
 - (2) 本会の趣旨に賛同し、司法書士となる資格を有する者で、本会に入会した者
- 2 正会員たる資格は、満45歳となった日の属する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。但し、入会した日から満5年を経過していない場合は、入会した日から満5年を経過した日の属する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本会に入会した日に満45歳以上であった会員の正会員たる資格は、入会した日から満5年を経過した日の属する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

第7条（賛助会員）

本会の賛助会員は、前条第2項又は第3項の規定により正会員たる資格を満了した者とする。

第8条（司法書士でない会員の対外的活動）

司法書士でない会員は、司法書士の名をもってする本会の対外的活動をすることができない。

第9条（全青司等との関係）

本会は、全国青年司法書士協議会（以下「全青司」という。）会則第6条に規定する京都府における各単位青年司法書士会とする。

- 2 本会の会員は、全青司の正会員となる。但し、司法書士でない会員は、全青司の特別会員となることができる。
- 3 本会に入会した日から満5年を経過した会員は、申出により、全青司を退会することができる。
- 4 本会は、全国青年司法書士協議会近畿ブロック会会則第2条に規定する京都府における各単位青年司法書士会とする。
- 5 本会の会員は、全国青年司法書士協議会近畿ブロック会（以下「近ブロ」という。）を組織する。但し、本会に入会した日から満5年を経過した会員は、申出により、近ブロを退会することができる。

第10条（入会）

本会に入会しようとする者は、会長に入会届を提出し、役員会の承認を受けなければならない。

第11条（退会）

本会を退会しようとする会員は、会長に退会届を提出しなければならない。

- 2 第28条第7項の規定により会費を納入すべき旨の催告を受けた会員が、その期間内に会費を納入しなかった場合には、その期間満了日の翌日をもって本会を退会したものとみなす。

第3章 総 会

第12条（総会）

総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度末日より3カ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じ開催する。

第13条（総会の組織）

総会は、正会員で組織する。

- 2 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べるることができる。

第14条（総会の招集）

総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、正会員の5分の1以上の者から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集の請求があった場合には、2カ月以内の日を会日とする総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会議の日時、場所及び会議の目的を記載した書面又は記録した電磁的記録をもって、会員に対し通知しなければならない。

第15条（議長）

総会の議長は、正会員の中から総会で選出する。

第16条（総会の権限）

総会は、次の事項について決議する。

- （1）予算及び決算に関する事項
- （2）役員を選任及び解任に関する事項
- （3）会則の制定及び変更に関する事項
- （4）規則の制定及び変更に関する事項
- （5）会員の除名及び会員を除名された者の再入会に関する事項
- （6）役員会において総会に付議すべき旨決議した事項
- （7）総会において審議することを相当と決議した事項

第17条（議決権）

正会員は、1個の議決権を有する。

第18条（決議の要件）

総会の決議は、出席正会員の議決権の過半数で決する。但し、可否同数の場合は議長が決する。

- 2 正会員は、役員を選任に関する事項を除き、他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。

第4章 役員

第19条（役員）

本会に、次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副 会 長 5名以内
- 会 計 1名
- 幹 事 5名以上
- 事務局長 1名

- 2 本会に、事務局次長1名を置くことができる。
- 3 本会に、会計監査1名を置く。

第20条（役員の職務）

会長は、会務を統括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときはこれに代わる。
- 3 会計は、本会の経理を掌握する。
- 4 幹事は、会務を処理する。
- 5 事務局長は、総務を統括する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、総務を処理する。
- 7 会計監査は、役員会から独立して本会の資産及び会計を監査する。

第21条（役員を選任）

第19条第1項に規定する役員は、正会員の中から、総会で選任する。但し、会長、

副会長、会計、事務局長は京都司法書士会会員であることを要する。

- 2 事務局長は、事務局長が正会員の中から指名する。
- 3 会計監査は、正会員及び賛助会員の中から、総会で選任する。
- 4 役員を選任に関し必要な事項は別に定める。

第22条（役員任期）

役員任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任をさまたげない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者の任期又は他の役員任期の残存期間と同一とする。

第23条（役員会）

本会の事業執行は、役員会の決議により決する。

- 2 役員会は、会長が招集する。
- 3 役員会は、会計監査を除く第19条に規定する役員で組織する。
- 4 会計監査は、役員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 役員会の決議は、会計監査を除く出席役員過半数で決する。
- 6 前項の規定にかかわらず、役員会に付議すべき事項のうち軽易な事項又はやむを得ない事情により急を要する事項の決議は、会長が相当と認めた場合に限り、書面又は電磁的方法によることができる。
- 7 前項の決議は、会計監査を除く役員過半数で決する。但し、可否同数のときは、会長が決する。
- 8 会長は、第6項の規定による決議をした場合は、その決議の結果を役員会に報告しなければならない。

第24条（委員会設置）

本会は、第3条に規定する事業を分掌させるため、役員会の決するところにより、委員会を設置することができる。

- 2 前項の委員会に関し必要な事項は役員会で定める。

第5章 会 計

第25条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第26条（予算外支出）

会長は、予算が成立しない期間においても、通常の業務を執行するために必要な経費を支出することができる。

第27条（経費）

本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってこれに充てる。但し、必要に応じ臨時会費を徴収することができる。

第28条（会費）

本会の会費は、年間16,000円とする。但し、新たに入会した会員については、

申出により、入会した日の属する事業年度の当該会費を免除し、翌事業年度の当該会費の内10,000円を免除する。

- 2 全青司及び近プロの会費は、本会の会員に代わり、本会が各々一括して納入する。
- 3 前2項に規定する会費は、毎年5月末日までに一括して納入しなければならない。但し、事業年度の途中で入会した会員は、入会した日の属する事業年度の会費を、入会時に一括して納入しなければならない。
- 4 会員は、会計に対し、分割納入の申出をすることができる。
- 5 会員は、次のいずれかに該当するときは、会計に対し、会費の延納、減額又は免除の申出をすることができる。
 - (1) 疾病又は災害等により会費を納入することが困難な事由があるとき
 - (2) 妊娠、出産、育児、介護等により本会の事業への参加を休止しているとき
- 6 前2項の規定による申出があったときは、役員会においてその額及び納入方法を決する。
- 7 会長は、納期より3カ月以上にわたって会費を滞納している会員に対し、1カ月以上の期間を定めて会費を納入すべき旨を催告することができる。
- 8 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、その他の金品はこれを返還しない。

第6章 委任規定

第29条（規則及び規程の制定、改廃）

本会は、この会則運用について必要な措置を行うために、規則及び規程を定めることができる。規則は総会、規程は役員会の決議により、これを定め又は変更する。

附 則

1977（昭和52）年8月20日	制定
1984（昭和59）年2月4日	一部改正
1990（平成2）年12月9日	一部改正
不明	一部改正
2012（平成24）年2月18日	一部改正
2015（平成27）年2月21日	一部改正
2017（平成29）年2月18日	一部改正